

地域計画（案）の説明会について

（玉井・大山地区）

現在、村では地域計画策定に向けて準備を進めております。

農地利用の話し合いの場で担い手として手を挙げていただいた情報をもとに、地域計画の作成を進めております。

つきましては、下記のとおり地域計画（案）の内容について説明を行い、計画内容についてご意見を伺いたいと考えております。

地域の農業に興味がある方はどなたでも参加できますので、ぜひご参加ください。

開催日時：令和6年12月17日（火）午後7時～

会 場：大玉村農村環境改善センターホール

○地域計画とは

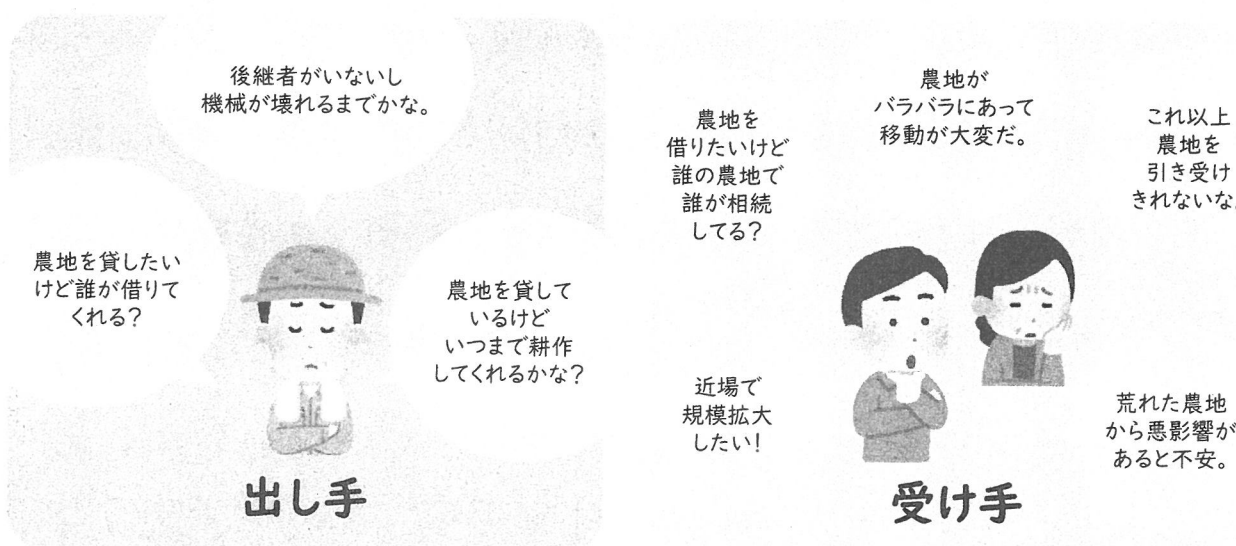
すでに始まっている農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など地域の農業の問題を考え、地域の農業を担う農業者（担い手）の農地利用の効率化を目標として「地域計画」を策定します。「地域の農業の将来の在り方」を農業者だけではなく、地域住民の話し合いに基づいて「地域計画」へ反映させて「目標地図」を作成します。

問合せ先：大玉村産業建設部産業課農政係 TEL24-8107

地域農業を守ろう

農地を次世代に引き継ぐための地域計画に取り組みましょう！

高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し続けると、地域の農地が守れなくなってしまうかもしれません。これまで地域のみなさんが守り、おいしい作物を作ってきた農地を、子や孫の世代に引き継いでいくためには、今が地域の皆さんで地域農業の将来を話し合う大事な時です。この地域での取組を後押しするため、令和5年4月1日に法律（農業経営基盤強化促進法）が施行されました。



このままでは地域の農地を維持できない！

課題解決のために一緒に取り組みませんか。

市町村では、関係機関（農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区など）と一体となって
地域計画の策定に取り組んでいます。ぜひご協力をお願いします。

地域計画とは

農業者や地域のみなさんの話合いで作る、将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図です。

作成主体 市町村

対象範囲 集落単位

法令 農業経営基盤強化促進法第18条～

みなさんの地域でも話し合ってみませんか。